

平成29年度第7回五島市農業委員会総会会議議事録

1. 開催日時 平成29年9月27日(水) 午後1時30分から午後2時40分

2. 開催場所 五島市役所3階大会議室

3. 出席農業委員(19名)

1番 南 忠明	2番 出口 幸博	3番 山崎 早苗	4番 平田 光昭
5番 荒木 富男	6番 今里 誠一	7番 中村 耕二	8番 山本 実雄
9番 古里 善秀	10番 山下 富雄	11番 谷川 基晴	12番 奈留 敏弘
13番 角田 隆章	14番 上村 孝幸	15番 岩田 弘孝	16番 尾崎 初雄
17番 林 賢市	18番 寺坂 誠一	19番 山田 勝久	

4. 欠席委員(0名)

5. 議事録署名人

3番 山崎 早苗 13番 角田 隆章

6. 日 程

議案第30号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第31号	農地法第4条・5条の規定による許可申請に係る意見について
議案第32号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の取消について
議案第33号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第34号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について
議案第35号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について

7. 報告・協議事項

新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
会議等報告・予定について
農地所有適格法人要件確認について
その他

□事務局長

平成 29 年度第 7 回五島市農業委員会総会の開催に当たりまして、出席者数の報告をいたします。出席委員は 19 名中 19 名で、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定する出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 29 年度第 7 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議案第 30 号農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし農業委員会の許可を受ける必要があります。権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

続いて、議案の説明をいたします。3 ページをご覧ください。

議案第 30 号 1 番、土地の所在地、〇〇町、畑 1 筆 504 m²。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業兼建設業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、無職。譲受理由、当該地を譲り受けて規模拡大を図る。譲渡理由、病弱により農業ができないため譲り渡す。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、9 月 19 日〇〇地区及び〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 30 号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1 番は許可されました。

次に、議案第 30 号の 2 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2番、土地の所在地、〇〇町、畑、外畑1筆、2筆合計4,131㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、無職。譲受理由、母から当該地の贈与を受けて営農を継続する。譲渡理由、同一世帯内の息子に贈与する。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、9月19日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第30号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、2番は許可されました。

次に、議案第30号の3番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3番、土地の所在地、〇〇町、畑1筆、1,101㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、無職。譲受理由、当該地を譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。譲渡理由、当該地を譲り渡して農業経営を支援する。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、9月19日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第30号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、3番は許可されました。

次に、議案第30号の4番を議題といたします。本案については〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますの

で、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

4番、土地の所在地、〇〇町、畑1筆、1,846㎡。譲受人、〇〇町〇〇〇〇、農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、自営業。譲受理由、当該地を譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。譲渡理由、当該地を譲り渡して農業経営を支援する。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、9月19日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第30号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、4番は許可されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第31号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について1番から4番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、6ページをご覧ください。議案第31号の1番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑450㎡、第3種農地。借人、〇〇町、〇〇〇〇。貸人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から北西へ約270mに位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあり、第3種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、周辺土地とは、コンクリート壁やブロックを設置しているため土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、近傍農地とは十分な距離を確保することにより、日照、通風等に影響はなく、営農に支障は及びません。また、雨水排水は水路放流及び自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する

計画となっております。

次に、7 ページをご覧ください。議案第 31 号の 2 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 231 ㎡、第 3 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、福岡市、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から北東へ約 330m に位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあり、第 3 種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま使用し、境界に沿って地盤より高いコンクリート擁壁に囲まれていますので土砂等の流失の恐れはなく、近隣に耕作している農地も無く、日照、通風、耕作等に影響を及ぼすことはありません。また、雨水排水は水路放流とし、生活雑排水は、合併浄化槽で処理し水路に放流する計画となっております。

次に、8 ページをご覧ください。議案第 31 号の 3 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 318 ㎡、第 3 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、福岡市、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から北東へ約 330m に位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあり、第 3 種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま使用し、境界に沿って地盤より高いコンクリート擁壁に囲まれていますので土砂等の流失の恐れはなく、近隣に耕作している農地も無く、日照、通風、耕作等に影響を及ぼすことはありません。また、雨水排水は水路放流とし、生活雑排水は、合併浄化槽で処理し水路に放流する計画となっております。

最後に、9 ページをご覧ください。議案第 31 号の 4 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 485 ㎡、第 2 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、駐車場用地。申請地は、〇〇から北西に約 130m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、切り土を最高 1.6 m の造成工事を行い、境界部分は、土羽にして傾斜を十分に確保すること及びコンクリートブロックを施工するので土砂等の流出や崩壊の恐れはなく、申請地内はジャリ舗装と致します。当該地は駐車場として使用するので周囲の営農及び日照等に影響はないと思われます。雨水排水は自然流下とし、駐車場の排水はパイプを設置し既存の溜樹で処理する計画となっております。本案は、概ね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で市街地化が見込まれる第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

○議長

次に、議案第 31 号の 1 番から 4 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 31 号の 1 番から 4 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 31 号の 1 番から 4 番について、当協議会は去る 9 月 19 日現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始に、議案第 31 号の 1 番、所在、〇〇町、転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

次に、議案第 31 号の 2 番、所在、〇〇町、転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

次に、議案第 31 号の 3 番、所在、〇〇町、転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

最後に、議案第 31 号の 4 番、所在、〇〇町、転用者、〇〇〇〇。転用目的、駐車場用地。

以上 4 件について、議案第 31 号の 1 番から 3 番の申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地である。4 番の申請地は、概ね 10 ヘクタール未満の規模の農地で市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地及び駐車場用地としての転用許可申請は、やむを得ないと認められ、農地法第 4 条・第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。

議案第 31 号の 1 番から 4 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号の 1 番外 3 件は許可相当とすることに決しました。

次に、議案第 32 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の取消について 1 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

(議案第 32 号所有権移転取消 1 番を説明)

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 32 号農用地利用集積計画の取消の 1 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号農用地利用集積計画の取消の 1 番は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。13 ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、田 40 筆、畑 85 筆、樹園地 5 筆の計 130 筆で面積が 244,099 ㎡、所有権移転につきましては、田 6 筆、畑 28 筆で面積が 65,923 ㎡となっております。以上です。

○議長

それでは、利用権設定の 1 番を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案についてご説明いたします。14 ページをご覧ください。

1 番、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇、認定農業者。利用権を設定する者、〇〇〇〇。こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。利用権を設定する土地、畑 2 筆 9,010 ㎡。新規で契約内容は賃貸借権となっております。

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (1) の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 33 号利用権設定の 1 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号利用権設定の 1 番は、原案のとおり可決されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 33 号利用権設定の 2 番を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

2 番、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇、認定農業者。利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、畑 1 筆 2,211 ㎡。新規で契約内容は賃貸借権となっております。

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (1) の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 33 号利用権設定の 2 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号利用権設定の 2 番は、原案のとおり可決されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 33 号利用権設定の 3 番 1 から 21 番 7、所有権移転の 22 番から 27 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

引き続き 3 番 1 からご説明いたします。なお、3 番各号につきましては、農地中間管理

事業によるものです。

(議案第 33 号利用権設定の 3 番 1 から 21 番 7、所有権移転の 22 番から 27 番を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 33 号、利用権設定の 3 番 1 から 21 番 7、所有権移転の 22 番から 27 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号、利用権設定の 3 番 1 外 57 件、所有権移転の 22 番外 7 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました、議案第 33 号 3 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

それでは、議案についてご説明いたします。29 ページをご覧ください。

(議案第 34 号農地利用配分計画の 1 番から 8 番を朗読)

以上の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 34 号農用地利用配分計画に対する意見について 1 番から 8 番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番外 7 件については、適当であるとの意見に決しました。

次に、議案第 35 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

33 ページ、34 ページをご覧ください。今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただきました結果を掲載しております。今回非農地と判断されたものは、田 1 筆、畑 16 筆で、合計面積は 26,005 m²となっております。4 月からの累計は、田 23 筆、畑 136 筆、樹園地 3 筆で合計面積は 171,290 m²となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 35 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

議題は、以上で終了いたしました。続きまして、報告協議事項に移ります。始めに、新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. 新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 農地所有適格法人要件確認について
4. その他

○議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、平成 29 年度第 7 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れさまでした。